

令和8年度 屋外広告物講習会 開催要領

1 主 催

長崎県、長崎市、佐世保市

2 目 的

屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関し、必要な知識を修得いただくことを目的として開催します。この講習会の修了者は、屋外広告業登録制度における業務主任者となることができます。

3 受講対象

屋外広告業の営業所にあつて、責任者の立場にある者・業務主任者及び近い将来その立場になろうとする者。大規模な広告物の管理者となる者。その他屋外広告物の掲出等に関する知識を修得しようとする者。

4 開催日時 令和9年1月22日（金）午前9時50分～午後4時30分

※午前9時30分より受付開始

5 開催場所 県北振興局天満庁舎 3階会議室

（佐世保市天満町1-27）

6 講習内容

- (1) 屋外広告物に関する法令
- (2) 屋外広告物の表示の方法に関する事項
- (3) 屋外広告物の施工に関する事項

7 講習手数料 2,000円

（申込受付後、講習会を受講されなくなった場合でも受講手数料はお返しできません。
なお、講習項目の一部が免除される場合も受講手数料は変わりません。）

8 テキスト

- 屋外広告物の知識（発行：㈱ぎょうせい）を各1冊（計3冊）

「法令編」（第五次改訂版）、「デザイン編」「設計・施工編」（第四次改訂版）

（税込価格：法令編2,900円、デザイン編2,000円、設計・施工編2,600円）

※ 各自持参すること。お持ちでない方は予め別紙「テキスト購入申込書」により事前に「㈱ぎょうせい長崎事務所」へ直接注文できます。ご住所へ直接配送されますので余裕をもって注文してください。当日、会場でテキストの購入を希望する方は、別紙「テキスト購入申込書」を受講申込書に添えて申し込んでください。当日購入の場合、代金はテキストと引き換えにお支払いください。

※ 上記書籍を除くテキスト（関係法令集等の資料）は、主催者側が当日配布。

9 受講申込の手続

(1) 受講申込書の入手方法

① 長崎県に申し込む場合

長崎県土木部都市政策課

（都市政策課 〒850-8570 長崎市尾上町3-1 TEL 095-894-3151）

※ホームページをご覧ください。電子申請可。

「長崎県 屋外広告物 講習会」で検索ください。

② 長崎市に申し込む場合

長崎市まちづくり部景観推進室

（〒850-8685 長崎市魚の町4-1 TEL 095-829-1177）

※ホームページをご覧ください。電子申請可。

「長崎市 屋外広告物 講習会」で検索ください。

③佐世保市に申し込む場合

佐世保市都市整備部まち整備課

(〒857-8585 佐世保市八幡町 1-10 TEL 0956-24-1111)

※ホームページをご覧ください。電子申請可。

「佐世保市 屋外広告物 講習会」で検索ください。

(2) 受講申込書の申込先

① 長崎県に申し込む場合

長崎県土木部都市政策課

② 長崎市に申し込む場合

長崎市まちづくり部景観推進室

③ 佐世保市に申し込む場合

佐世保市都市整備部まち整備課

※郵送可。郵送先は上記(1)に記載の住所へ送付してください。

(3) 申込期間 令和8年11月12日(木)～ 12月8日(火) ※締切日必着

(4) 受講定員 80名(先着)

(5) 申込みに必要なもの

① 受講申込書..... 1通

(会場でテキストの購入を希望する者は別紙「テキスト購入申込書」を添えて申し込むこと)

② 住民票抄本(本籍入り)..... 1通

※長崎市に申し込む場合は本籍地不要

③ 講習手数料..... 2,000円

県に申し込む場合：申し込み後にa～cのいずれかで納付(詳細はホームページ参照)

a 電子申請システムで納付

b 県庁納付窓口で納付(県庁6F都市政策課へお越しください)

c 手数料納付書で納付(納付書返信用の封筒が必要です)

長崎市に申し込む場合：申し込み後、金融機関にて納付

佐世保市に申し込む場合：申し込み後にa又はbの方法にて納付。

a 窓口・郵送の場合は、納付書で金融機関にて納付。

b 電子申請の場合は、クレジット払いにて納付。

④ 証明写真(縦3センチ、横2.5センチ)..... 1枚

(申込前6ヵ月以内に、脱帽して正面から上半身を写したもので、写真用紙を使用したものに限る。)

⑤ 屋外広告物の施工に関する事項の課程の免除を受ける者..... その資格を証する書類
(例：建築士、電気工事士等の資格を証する書類の写し)

10 注意事項

① 受講決定者には、受講票を送付します。(送付先は原則として現住所になります。)

② 講習会当日は、受講票を持参してください。

③ 講習会修了者には、講習会修了証明書を交付します。途中で退出した場合や受講態度が不良な場合は、講習会修了証明書を交付しないことがありますので、ご注意ください。

④ 車でお越しの方は、周辺の有料駐車場をご利用ください。

⑤ マスクの着用は、個人の主体的な判断によるものとなります。